

町長日誌

(6月1日～30日)



3日	千葉県町村会第1回定例会(千葉市) 千葉県指定廃棄物処理促進市町村長 会議(千葉市)
4日	暴力団排除条例に基づく協定調印式 成田空港周辺地域共生財団評議員会 (成田市)
5日	あじさい祭り実行委員会
7日	道の駅出品者協議会通常総会 (株)多古役員会議
8日	久賀小学校・多古第二小学校運動会
10日	建設災害協力会総会
11日	畑総多古管理区区議員会
12日～ 19日	多古町議会6月定例会
15日	紅はるかアイスクリーム発売キャン ペーン 異業種交流青年会火曜会総会
17日	文教産業建設常任委員会
18日	老人クラブ連合会軽スポーツ大会
21日	芝山町議会・多古町議会連絡協議会 総会(芝山町)
23日	ふるさと多古町あじさい祭り
24日	北総東部土地改良区理事会(香取市) (株)多古定時株主総会
26日	千葉県国保直営診療施設協会定時総 会(千葉市)
27日	常盤小学生と町長とお話し会 香取広域市町村圏事務組合議会全員協 議会・本議会(香取市)
28日	千葉米改良協会総代会(千葉市) 多古工業団地連絡協議会総会(成田市)
30日	日本寺あじさい祭り



6月4日 香取警察署長と暴力団排除条例
に基づく協定調印式



6月15日 紅はるかアイスクリーム
発売キャンペーン 加工業者土井さん(右)

● 児童扶養手当 ● 特別児童扶養手当 現況届の提出をお忘れなく

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されて
いる方は、毎年現況届の提出が必要となります。
提出がない場合、以後の手当が受給できなくなります
ので、ご注意願います。

児童扶養手当

- 提出期間 8月1日(木)から30日(金)まで
- 提出先 子育て支援課こども係(役場庁舎1階)
- 対象者

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3
月31日までの子(心身に一定以上の障害を有する子の場合は
20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育者(詳
細については、お問い合わせください)

- ①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない子
- ②父または母が死亡した子
- ③父または母に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害が
ある子
- ④父または母の生死が明らかでない子
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている子
- ⑥父または母が保護命令を受けた子
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子
- ⑧未婚の母の子
- ⑨その他、生まれたときの事情が不明である子

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412

特別児童扶養手当

- 提出期間 8月12日(月)から9月10日(火)まで
- 提出先 保健福祉課健康福祉係(保健福祉センター)
- 対象者

次のいずれかに該当する20歳未満の子を家庭で監護して
いる父または母、もしくは養育者(詳細については、お問
い合わせください)

- ①おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する子
 - ②療育手帳A、A、おおむねB-1に該当する子
 - ③日常生活が極めて困難な精神障害のある子
- ※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されませ
ん。
- 障害を支給事由とする年金を受けているとき
 - 児童福祉施設に入所しているとき
 - 日本国内に住所がないとき

お問合せ●保健福祉課健康福祉係 ☎ 76-3185

みなさん、住民税の申告はお済みですか？

各種保険料(税)などは、みなさんの所得をもとに計算されています。また、児童手当などの各
手続きにも所得の情報が必要となります。

未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合があることから、未申告
の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

- 日時 8月6日(火)～8日(木) 午前9時～午後4時
- 会場 多古町役場 1階 第2会議室
- 持参物
 - 印鑑(認印)
 - 収入のわかるもの(源泉徴収票や売上伝票など)
 - 経費のわかるもの(仕入伝票や領収書など)
 - 各種控除証明書

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

★未申告の場合★

- 介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減額措置が受けられず、高い金額で納めな
ければならない場合があります。
- 入院等で医療費が高額になった場合の自己負担額が高くなる場合があります。
- 児童手当等の申請に必要な証明書(課税・非課税証明書など)が発行できません。
このほかにも、所得によって決定されるものがあります。必ず申告をしましょう。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

屋外広告物の設置には許可が必要です

私たちの身の回りにある看板などの屋
外広告物は、さまざまな情報を提供し、
町に活気や賑わい・楽しさを与えてくれ
ます。その反面、ルールを守らない広告
物は、町並みや自然の美しさを損ねる大
きな要因となるだけでなく、思わぬ事故
を招き人々に危害を及ぼすおそれもあり
ます。

「千葉県屋外広告物条例」に基づき、広
告板などを表示する場合、原則として町
の許可と審査を受けなければなりません。
※審査には、手数料がかかります。
※許可後は、更新申請も必要になります。

お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408

屋外広告物ってなに？

看板(壁面看板、屋上看板、
立看板)、はり紙、はり札、
ポスター、のぼり旗、
電柱を利用する広告物など



手続きは、どうするの？

- ① 町へ事前相談
(担当：都市計画課都市計画係)
- ② 町へ「許可申請書」を提出
(※審査)
- ③ 町から「許可書」を交付
- ④ 屋外広告物の施工・表示

夏は節電&安全対策!!

暑い日が続きます。電気代も上昇! そこで節電の心がけて、お財布にも
環境にも優しいエコで今年の夏を乗り越えましょう。

- こまめに消灯
- 冷蔵庫・冷凍庫の温度設定を弱
- エアコン設定28℃で扇風機と併用して冷気を循環
- 長時間使わない電化製品のコンセントは抜く

☆ほこりがたまったプラグは火災の原因
☆濡れた手でプラグをさわると感電

